

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後			
<p>(建築物に関する確認申請手数料等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第6条第1項の規定による確認の申請をする者又は法第18条第2項の規定による計画の通知をする者は、申請又は通知に係る建築物の計画が法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）を適用したものであるときは、第1項の規定にかかわらず、同項の手数料の額に、当該構造計算1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積（構造計算が行われた部分に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの（当該構造計算に係る記録が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で提出された場合に限る。）にあつては、同表の右欄に定める額）を加えた額の手数料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(建築物に関する確認申請手数料等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p>			
<table border="1"><tr><td>1,000平方メートル以内のもの</td></tr></table>	1,000平方メートル以内のもの	<table border="1"><tr><td>188,000円</td><td>137,000円</td></tr></table>	188,000円	137,000円
1,000平方メートル以内のもの				
188,000円	137,000円			

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	247,000円	167,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	281,000円	183,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	370,000円	227,000円
50,000平方メートルを超えるもの	668,000円	375,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料等)

第13条 法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。

[略]
-----

2 [略]

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)

第14条 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、18,000円を手数料として納付しなければならない。

2 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第88条第1項において準用する法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、12,000円を手数料として納付しなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料等)

第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者又は法第18条第17項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をする者は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表の左欄に掲げ

(建築物に関する完了検査申請手数料等)

第13条 法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。

[略]
-----

2 [略]

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)

第14条 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の2において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、18,000円を手数料として納付しなければならない。

2 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第88条第1項において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、12,000円を手数料として納付しなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料等)

第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をする者は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表の左欄に掲げ

る区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

[略]

(承認、許可、認定申請手数料)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
法第7条の6第1項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請	[略]
[略]	

2・3 [略]

る区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

[略]

(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]
[略]	

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。